

# 青森県報

第二千百十二号

平成十四年十二月十三日(金曜日)

## 目次

### 告 示

道路の供用の開始……………(道路課) ……一  
 青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(経 理 課) ……一

### 公 告

都市計画の変更案の縦覧……………(都市計画課) ……二  
 建設業者の許可の取消し……………(青森県土整備事務所) ……二

右 同……………(整 備 事 務 所) ……二  
 右 同……………(整 備 事 務 所) ……二  
 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(教 育 庁 学 校 施 設 課) ……三

### 公 安 委 員 会

型式の検定適合遊技機……………(生 活 安 全 企 画 課) ……四

### 正 誤

平成十四年九月六日定例出先機関中……………(十和田県土整備事務所) ……五

## 告 示

青森県告示第六百三十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。  
 なお、その関係図面は、告示の日から平成十五年一月十二日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十四年十二月十三日

青森県知事 木 村 守 男

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
国道 二七九号	むつ市大字奥内字金谷沢一の二八から むつ市大字奥内字今泉一四三の一まで	"
県道 八戸野辺地線	上北郡東北町字向旗屋九四の一から 上北郡東北町字向屋敷二九の一まで	"
県道 名川階上線	三戸郡名川町大字田代字蛇平一四の一から 三戸郡名川町大字田代字庭の二一まで	平成十四年十二月十三日

青森県告示第六百四十号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号(青森県指定金融機関等の指定)の一部を次のように改正し、平成十四年十二月十六日から施行する。

平成十四年十二月十三日

青森県知事 木 村 守 男

第一号の表中

青森県信用組合富田町支店

弘前市大字三岳町

を削る。

公 告

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、八戸都市計画道路に関する都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第七十七条第一項の規定により公告し、次のとおり八戸都市計画道路に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

平成十四年十二月十三日

青森県知事 木 村 守 男

一 都市計画の種類

八戸都市計画道路に関する都市計画（三・四・八号白銀沼館環状線ほか三路線）

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域

なし

2 追加される土地の区域

八戸市沼館一丁目、沼館二丁目、沼館三丁目、沼館四丁目の各一部

三 縦覧場所

青森県県土整備部都市計画課、八戸市都市開発部都市計画課

四 縦覧期間

平成十四年十二月十四日から同月二十七日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後四時三十分まで

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年十二月十三日

青森県知事 木 村 守 男

一 商号又は名称 有限会社イー・アール

二 代表者の氏名 工藤 宗典

三 主たる営業所の所在地 青森市里見一丁目二の三

四 許可番号 青森県知事許可（般 一四）第一〇〇〇八一号

五 取消年月日 平成十四年十二月五日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十四年十二月四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年十二月十三日

青森県知事 木 村 守 男

一 商号又は名称 有限会社小山内工務店

二 代表者の氏名 小山内 利治

三 主たる営業所の所在地 西津軽郡木造町大字蓮花田字駒ヶ宿一一三の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 一三）第一五四九三号

五 取消年月日 平成十四年十二月二日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、ほ装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実  
 平成十四年十一月二十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年十二月十三日

青森県知事 木 村 守 男

一 商号又は名称 トーセイ工業

二 氏名 清藤 潔

三 主たる営業所の所在地 西津軽郡木造町字赤根一三の三四

四 許可番号 青森県知事許可（般 一）第一七五九〇号

五 取消年月日 平成十四年十二月二日

六 取消しに係る建設業の許可 鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十四年十一月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第百七十七号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十四年十二月十三日

青森県知事 木 村 守 男

一 物品等の名称及び数量

- 1 原動機実験設備 一式
- 2 機械加工実習設備 一式

二 調達方法 購入

三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
 青森県教育庁学校施設課  
 青森市新町二丁目三の一

四 契約の方法 一般競走入札

五 契約の相手方を決定した日  
 平成十四年十一月二十日

六 契約の相手方の名称及び住所  
 一の1及び2の物品について、契約の相手方はそれぞれ次のとおりである。

- 1 株式会社西衡器製作所  
 青森市新町二丁目六の二〇
- 2 株式会社西衡器製作所  
 青森市新町二丁目六の二〇

七 契約金額  
 一の1及び2の物品について、契約金額はそれぞれ次のとおりである。

- 1 二千六百十四万五千円
- 2 五千六百五十九万五千円

八 契約の相手方を決定した手続

物品の購入に係る予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行い、かつ、物品等に要求する性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出した者を契約の相手方としたものである。

九 入札の公告を行った日  
 平成十四年十月二日

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第六十二号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第四項の規定に基づき検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十四年十二月十三日

青森県公安委員会委員長 橋 本 昭 一

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
ばちんこ遊技機	CRマリンキャッチャーTY	タイヨーエレクトリック株式会社
"	CR幻獣霸王Z	サミー株式会社
"	CR幻獣霸王X	"
"	CR幻獣霸王W	"
"	CR幻獣霸王Y	"
"	CR動物占いG	株式会社ソフィア
"	CR動物占いGS	"
"	CR戦国喧嘩風	奥村遊機株式会社
"	CR戦国喧嘩風JA	"
"	CR戦国喧嘩風JB	"
"	CR戦国喧嘩風MS	"

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
アプサラス 30	トントンパニック	回胴式遊技機	OAアーゼ	CR新海物語S5	CR新海物語L37	CR新海物語L35	CR新海物語M26	CRがつてん棟梁LB	CRがつてん棟梁MB	夢の超特急EX	CRコットンM	CRコットンS	コットンEX	CRコットンV	CRコットンL	CR・スーパーマンX	CR・スーパーマンY	CR・スーパーマンJ
株式会社エイベックス	"	株式会社パイオニア	"	"	"	"	株式会社三洋物産	"	株式会社ニユーギン	"	"	"	"	"	株式会社大一商会	"	"	株式会社平和

平成十四年九月六日 第二〇七〇号	発行年月日 発行番号
出先機関	区分
六	ページ
上	段
後ろから 七	行
六・〇〇メートル	誤
六・〇〇メートルから六・八一メートルまで	正

正  
誤

十和田県土整備事務所

”
アシストニオイノキトイウナノパ チスロキ
株式会社オリンピア

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青 森 県	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭